

AV出演被害防止・救済法の 施行に係る取組の概要

(令和4年12月)

男女がともに活躍できる社会へ



内閣府
男女共同
参画局

内閣府男女共同参画局

1 AV出演被害防止・救済法及び内閣府令の施行

- 施行日 令和4年6月23日（第5章罰則規定を除く）
令和4年7月12日（第5章罰則規定）
- 関係府省間での情報共有
（いわゆるアダルトビデオ出演被害問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議を開催）（6月24日）

2 AV出演被害防止・救済法に関する情報提供

- 1) AV出演被害防止・救済法の特設ページの開設（男女共同参画局ウェブサイト）
 - 法律の解説、契約解除や公表の差止請求等の通知の様式等を掲載【別添1】
 - 拡散防止に係る相談先の掲載
（違法・有害情報相談センター（総務省）、人権相談（法務省））
 - 法律の英訳（仮訳）の掲載

【特設サイトへのアクセス状況】（令和4年6月15日～11月27日）

- ・ AV出演被害で悩んでいる方に向けたページ
「アダルトビデオに出る約束（契約）に誘われた方や契約をした方へ」（法律Q&A）：約1万9千件
「AV出演契約をなかったことにする方法について」：約1千件
契約解除等の通知様式一覧：約2千件
※政府広報やSNS広告等があった時期にはアクセス数が増加している。

3 ワンストップ支援センターの相談支援機能等の充実

【性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター】

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとは、全都道府県で設置している医療的支援、法的支援、心理的支援などを可能な限り一カ所で提供する地域における被害者支援の中核的な機関。AV出演被害防止・救済法17条で規定する国等が整備するAV出演被害者のための相談機関として位置付けられている。

- 都道府県やセンターの職員・相談員向け説明会の開催（5月27日、6月15日、6月22日）
- センター相談員向け支援資料集の作成
- 研修の充実（法的支援等に関するオンライン研修教材を作成）
- ワンストップ支援センターへの相談状況（令和4年6月～10月）【別添2】
 - ・ 合計相談件数：103件
 - ・ 20代からの相談が最も多い。性別を問わず相談があった。
 - ・ 法施行日前に締結された契約に関する相談が70件、同施行後のものが12件

4 広報・啓発の実施

- SNSを活用した広報の実施（6月15日から継続的に実施）

【男女共同参画局Twitter】（令和4年6月15日～11月27日）

投稿数：22件 <インプレッション数> 約35万回
<エンゲージメント数（リツイート等）> 約1万7千回

- 政府広報（バナー広告）の実施（6月27日～7月3日、7月18日～24日）

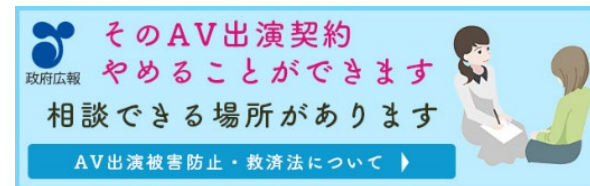
- ターゲティング広告（SNS広告・バナー広告）を実施（8月26日～9月21日）

<合計表示数> 約328万回
<リーチ数（広告閲覧者数）> 約141万人
<クリック数> 約3,900回

- 広報カード、ステッカーを作成、全国の大学、高校等（約9千か所）に配付



<バナー広告>



<政府広報>（6～7月）



<SNS広告>



<ステッカー>

5 法施行後の状況の把握

○ ワンストップ支援センターにおける相談件数・内容等の把握（令和4年6月～10月） 【別添2】

（相談件数） （再掲）

- ・ 合計相談件数：103件
- ・ 20代からの相談が最も多い。性別を問わず相談があった。
- ・ 法施行日前に締結された契約に関する相談が70件、同施行後のものが12件

（支援の内容）

- ・ 法律に関する支援として、任意解除や差止請求についての概要説明や通知の書き方の説明、法的支援（弁護士相談）等
- ・ その他、経済的問題や心身の不調、家族や人間関係に関する問題に対する支援・情報提供 等

○ 法施行後の状況に関する支援団体等からの聞き取り 【別添3、4】

- ・ 支援団体における被害相談の状況等
- ・ 業界における法施行後の状況
（契約の方法・契約書に関する変化、法施行後の制作活動の状況等）
- ・ 支援団体等への誹謗中傷等

等

AV出演被害防止・救済法に基づく契約の解除、差止請求等様式一覧

様式① 法施行前に契約を締結して撮影した性行為映像制作物の差止請求をする場合

- ①-1 制作公表者あて（メーカー、プロダクション）
- ①-2 制作公表者以外あて（販売会社、サイト運営管理者、レンタル会社）

様式② アダルトビデオ出演契約の任意解除をする場合

- ②-1 契約の解除をする場合※主に本様式を活用
- ②-2 契約の申込みを撤回する場合

様式③ アダルトビデオ出演契約の取消（差止請求）をする場合

- ③-1 説明義務違反の場合
- ③-2 交付義務違反の場合
- ③-3 制作公表従事者が出演契約の内容等について出演者を誤認させるような説明をした場合

様式④ アダルトビデオ出演契約の法定義務違反解除（差止請求）をする場合

- ④-1 出演契約書等を交付されてから1か月经過せずに撮影された場合
- ④-2 性行為に係る撮影を拒絶することができないなど履行の任意性が確保されなかった場合
- ④-3 事前に確認する機会が与えられずに公表された場合
- ④-4 すべての撮影が終了した日から4か月を経過せずに公表された場合

（契約がない場合や解除等をした場合に）
裁判所で公表の差止めを求める場合の様式

様式① 仮処分命令申立書（サンプル様式）

（撮影後、制作公表する者による DVD 販売とオンライン配信による制作物の公表前に、出演契約を任意解除して、制作公表する者に対し公表の停止を求める場合の記載例）

様式② 訴状（サンプル様式）

（性行為映像制作物のオンライン配信による公表後に、出演者が出演契約を任意解除し、直接契約関係のない配信者に対し公表の停止を求め、公表継続行為について不法行為に基づく損害賠償を請求する場合の記載例）

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおけるAV出演被害に関する相談について（令和4年6月～10月）（速報値）

1 相談件数について

令和4年6月～10月までのAV出演被害に関する相談件数は、103件であった。

年代別に見ると20代が最も多い。また、性別を問わず相談があった。

2 AV出演契約日について

AV出演被害防止・救済法（以下「本法」という。）施行日前（6月22日以前）に締結された契約に関する相談が70件、施行後（6月23日以降）に締結された契約に関する相談が12件であった。

3 法律に関する支援の内容について（複数回答）

- ・任意解除について説明した：21件
- ・任意解除の通知の書き方について説明した：19件
- ・差止請求等について説明した：28件
- ・差止請求等の通知の書き方について説明した：3件
- ・法的支援（弁護士相談、弁護士紹介等）が提供できることについて説明した：32件
- ・法的支援（弁護士相談、弁護士紹介等）を行うことになった：26件
- ・弁護士に法律相談をした：11件
- ・弁護士に委任することになった：7件

4 その他の支援について（複数回答）

- ・経済的な問題に係る支援、情報提供を行った：17件
- ・身体の不調や問題に係る支援、情報提供を行った：16件
- ・精神的な不調や問題に係る支援、情報提供を行った：25件
- ・家族や人間関係に関する問題に対する支援、情報提供を行った：16件

注）上記は、各都道府県等から報告のあった件数を12月1日時点でとりまとめた速報値である。

AV出演被害防止・救済法の施行後の状況について（1）

本資料は、AV出演被害防止・救済法（以下「法」という。）の施行後の出演被害の防止及び被害者の救済等に係る状況の把握のために実施した各種団体からの聞き取りについて、被害者支援等の活動を行う以下の団体から聴取した主な内容（令和4年11月末時点）を取りまとめたものである。

- ・ 特定非営利活動法人 ぱっぷす
- ・ 認定特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ

1. AV出演に関連する被害相談の状況^{※1}について

- (1) AV出演に関連する被害相談については、法施行後の本年7月に一時的な減少が見られたが、8月以降は1か月に10件程度の相談が寄せられる状況（前年とほぼ同水準）が継続している。
- (2) 法の施行後に受けた相談については、主に法施行前の契約に関する相談であるが、法施行後の契約による撮影後の被害相談も1件寄せられた。
- (3) 昨年1月以降の被害相談の内容は、配信の差止めに関するものが大多数を占める。その他、契約解除や違約金に関する相談もある。
- (4) AV出演以外として集計しているデジタル性暴力被害（アダルトチャットや自画撮りによる被害など）^{※2}についての相談件数が、前年を大幅に上回る状況が続いている。法ができたことにより、性的画像等の被害者にも啓発効果が生じたことにもよるものと考えている。

※1 上記の相談件数は、特定非営利活動法人ぱっぷすにおける相談件数である。

※2 法の規定する性行為映像制作物に該当し得るものに関する被害も含まれる。

2. 法に基づく公表差止について

- (1) 法施行前の被害（契約書不交付のケース等）に関する相談において、本法に基づく差止請求権を行使し、複数の差止めができた。配信会社は、以前より短期間で削除に応じるようになった。
- (2) 海外サイトに対する削除要請について、これまで対応しなかった配信会社等がある。今後は法の仮英訳等を活用し、対応を求めている。

3. 団体への^{ひぼう}誹謗中傷等について

- (1) 悪質な^{ひぼう}誹謗中傷・嫌がらせ（刑事事件に該当し得る行為を含む。）が続き、相談支援業務に多大な支障が生じている。
- (2) 被害者のなかには、バッシングを恐れ、法に基づく権利行使や被害相談を^{ちゅうちよ}躊躇する者もいると考えている。

【参考】団体の活動内容

- 特定非営利活動法人 ぱっぷす
アダルトビデオ出演被害を含め、性的搾取や性暴力の相談支援、実態調査、事業者への不当行為の是正申入れを通じて被害者の救済を図ることを目的に活動している。
- 認定特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ
法律家、研究者、ジャーナリスト、市民など、人権分野のプロフェッショナルたちを中心として設立され、アダルトビデオ出演被害を含め、国内外の人権問題について実態調査、政策提言、エンパワメント支援等の活動を行っている。なお、個別のケース支援は法人としては実施しておらず、メンバーである個人として行っている場合がある。

AV出演被害防止・救済法の施行後の状況について（2）

本資料は、AV出演被害防止・救済法（以下「法」という。）の施行後の出演被害の防止及び被害者の救済に係る状況等の把握のために実施した各種団体からの聞き取りについて、業界の適正化の推進等を行う任意団体であるAV人権倫理機構（以下「機構」という。）から聴取した主な内容（令和4年11月末現在）を取りまとめたものである。

1. 法施行に伴う機構の取組について

- (1) 法施行後、メーカー、プロダクション、出演者向け会合（法律の内容に関する説明会）を開催してきた。また、会員団体からの法解釈や適用に関する質問を受け付け、疑問点の解消等に努めている。
- (2) これらの取組において、加盟団体、出演者には、新しい法律を遵守していく姿勢が見られる。

2. 契約の方法・契約書に関する変化について

- (1) 共通出演契約書・説明書面を加盟団体に配布した。加盟団体においても新契約書の様式を作成し、利用を開始したと聞いている。
- (2) 法施行も契機として、出演契約等の方法及び主体が変化した。この変化は、業界全体に及んでいると考えている。

【法施行前】プロダクションと出演者（女優）間で「マネジメント契約」を締結し、その後プロダクションとメーカー間で「出演契約」を締結

【法施行後】まずメーカーと出演者間で「出演契約」を締結し、その後プロダクションと出演者間で「マネジメント契約」を締結

- (3) これに伴い、従来はメーカーからプロダクションに対し出演料が支払われていたのが、法施行後の契約ではメーカーから直接出演者に対し支払われるか、その代理受領者としてのプロダクションに対し支払われる形となった。
- (4) このような変化もあり、プロダクションの活動が従来より限定されることから、今後は出演者とプロダクションの関係性にも変化が出てくるものと考えられる。

3. 法施行後の制作活動の状況について

- (1) 機構は本年6月27日に法施行前の契約に基づく撮影を従前どおり行うことは可能との見解を発表した。
- (2) 機構において法施行後の契約解除、撮影中止等の件数等の詳細は把握しているわけではないが、法施行から間もない7～8月はメーカー側都合で法施行前の契約に基づく撮影数が減少したと聞いている。理由は、法施行までの期間が短く法務等に労力が割かれたこと、法施行に伴い委縮したことによると推測される。
- (3) 9月以降は、全体としては法施行前の撮影件数に戻りつつある。ただし、これまで撮影は、本法施行前に締結された契約に基づくものも多いようである。法施行後に締結された契約に基づくAVが公表されるのは、年明け以降になると考えている。
- (4) 現場では、法に適合する形で契約や撮影をするために試行錯誤が続いている。また、大人数や新人が出演する作品の制作を避ける傾向にあると聞いている。
- (5) 法施行前後で、会員団体に所属する事業者数に大きな変化はない。
- (6) 出演者（女優）については、従前から入れ替わりが激しい（実働約2000人。毎年1000人～1200人デビューし、翌年には半数が引退する）。
- (7) 新人出演者の採用が減っており、また、主演以外の出演者が減少することに伴い、出演者数は、総体としては減少しているものと考えている。

4. 出演者の待遇等について

- (1) AVの総売上額（配信等）に占める出演者（女優）への支払額は約2～3%と推測している。
- (2) 出演者への支払額の割合については、業界全体として問題意識が持たれており、法の施行や契約関係の変化は、出演者への支払額の割合の増加に取り組むきっかけになると考えている。今後、中長期的に、業界全体を巻き込んだ取組を行っていきたい。
- (3) 二次利用の報酬（機構の外局であるAVANを通じた支払いの仕組み）について機構で改善策を検討しているが、事業者との調整が課題である。ただし、法施行後の契約では、二次利用は、出演契約を新たに締結する必要があるため、今後、二次利用自体が減少すると予想している。仮に法に基づいて二次利用の出演契約がなされる場合には、従来額（AVANを通じた報酬の支払い）より上乗せされるだろう。

- (4) なお、海賊版の問題があるために販売価格を上げにくいことが、出演者の支払水準を引き上げる上での課題である。

5. その他

- (1) 法の施行前後から、機構の理事に対し、その所属機関宛てに抗議が多数寄せられ、SNS上で誹謗^{ひぼう}中傷されたことがあった。

【参考】団体の活動内容

制作メーカー、プロダクション、出演者の団体などのAV業界に対して、業界外部有識者等の第三者で構成された任意団体であり、業界の健全化を推進するための提言、業界が自律的に健全化を推進するための助言及び指導等を行う。